

W T O 農 業 委 員 会 特 別 会 合 の 結 果 概 要

平成 1 8 年 3 月

農 林 水 産 省

I. 日 時 ・ 場 所

3 月 2 0 日 (月) ～ 2 4 日 (金) 於 : ス イ ス ・ ジ ュ ネ ー ブ

II. 我 国 からの 出席 者

木 下 農 林 水 産 審 議 官、村 上 特 別 補 佐 官、吉 村 国 際 部 長、大 杉 国 際 貿 易 機 関 室 長 ほか

III. 結 果 概 要

1. 非 公 式 特 別 会 合 (全 体 会 合)

(1) 香 港 閣 僚 宣 言 パ ラ 2 4

農 業 の 市 場 ア ク セ ス と 非 農 産 品 市 場 ア ク セ ス の 野 心 の 水 準 が 比 較 可 能 な 程 度 高 い も の に な る べ き こ と を 規 定 し た 香 港 閣 僚 宣 言 パ ラ 2 4 に 関 し て、ア ル ゼ ン チ ン が 提 案 を 行 い、両 者 の 市 場 ア ク セ ス 改 善 が 近 い レ ベ ル の も の と な る べ き こ と を 主 張。パ キ ス タ ン、タ イ、マ レ ー シ ア が、非 農 産 品 市 場 ア ク セ ス の 関 税 削 減 方 式 と の 均 衡 の 観 点 か ら 上 限 関 税 の 必 要 性 に 言 及。イ ン ド は、非 農 産 品 市 場 ア ク セ ス で 高 関 税 の 大 幅 削 減 を 求 め る 先 進 国 が、農 業 で は 上 限 関 税 を 恐 れ、高 関 税 を 残 そ う と し て い る こ と 等 を 指 摘。こ れ に 対 し て、G 1 0、A C P 諸 国 は、農 業 と 非 農 産 品 市 場 ア ク セ ス は 交 渉 の 歴 史 等 も 違 い、異 な る マ ン デ ー ト の 下 で 議 論 さ れ て お り、交 渉 分 野 全 体 を 見 て 評 価 す べ き 旨 主 張。米 国 は 詳 細 な 検 討 が 必 要 で あ る 旨、ブ ラ ジ ル は シ ミ ュ レ ー シ ョ ン に よ っ て 各 国 提 案 に よ り 野 心 の 水 準 が 全 く 異 な る こ と が 明 ら か に な っ た 旨 発 言。E U は 発 言 せ ず。

(2) 食 料 援 助

食 料 援 助 に 関 し て は、国 連 機 関 の 定 義 に よ る 緊 急 事 態 に 応 え て 提 供 さ れ る 等 の 基 準 を 満 た す 緊 急 食 料 援 助 は 「セ ーフ ボ ッ ク ス」 に 含 ま れ、規 律 を 課 せ ら れ ない と す る ア フ リ カ グ ル ー プ ・ L D C 共 同 提 案 を め ぐ っ て 議 論。米 国、我 が 国、モ ン ゴ ル、ブ ラ ジ ル、イ ン ド、豪 州、中 国 等 多 く の 国 が、こ の 提 案 を 基 本 的 に 支 持。こ れ に 対 し て、E U 等 が、「セ ーフ ボ ッ ク ス」 と な る 緊 急 食 料 援 助 に は 追 加 的 基 準 が 必 要 で あ り、無 償、現 金 化 禁 止、再 輸 出 禁 止 等 の 規 律 が 課 せ ら れ る べ き 旨 主 張。

(3) 緑 の 政 策

緑 の 政 策 に 関 し て は、現 行 の 要 件 を 維 持 し、モ ニ タ リ ン グ ・ 監 視 で 対 応 す べ き と す る 米 国、E U、G 1 0 と、貿 易 歪 曲 性 が ない か 最 小 限 で あ る こ と を 確 保 す る 観 点 か ら 要 件 を 修 正 す べ き と す る 豪 州 等 が 対 立。

ま た、イ ン ド、ア ル ゼ ン チ ン 等 は、途 上 国 向 け の 緑 の 政 策 の 必 要 性 を 主 張。

(4) 輸出国貿

輸出国貿に関しては、輸出独占の撤廃等を求めるEU、米国と、輸出国貿による貿易歪曲的行為の規律に焦点を当てるべきとするニュージーランド、豪州、カナダが対立。

(5) 重要品目の扱い

関割拡大のベースに関して、EUが、輸入量をベースとする従来のアプローチを基本としつつ、国内消費量に占める輸入量の割合が小さい品目については関割拡大が大きくなるよう「影の輸入量」を作るというアイデアを用意している旨発言。これに対して、米国、豪州等は、実質的な市場アクセス改善が必要であり、国内消費量をベースとすべき旨主張。一方、G10は、現行関割枠と国内消費量の両方の概念を併せ持つG10提案が立場の違いを埋めるハイブリッドである旨主張。また、ブラジルは、G20としてハイブリッド・アプローチを検討中である旨発言。

(6) 途上国向け特別セーフガード

途上国向け特別セーフガードに関しては、G33 から出された提案（①すべての農産品を対象とし、②数量基準については、その年の累積輸入量が直近3年の平均輸入量を超えた場合に、その超えた程度に従って、最高で、60%と譲許税率の100%の高い方を追加関税として賦課、③価格基準については、その貨物の輸入価格が直近3年の月ごとの平均輸入価格を下回った場合に、最大で、その価格差を追加関税として賦課）をめぐって議論（インドネシアが提案の趣旨説明）。インド、トルコ、フィリピン、韓国、ケニア、トリニダード・トバゴ、ザンビア、モーリシャス等が、この提案を支持。これに対して、ウルグアイ、コスタリカ、米国、カナダ、タイ等が、階層方式による削減のような市場アクセス改善を行った品目等に対象を限定し、また、追加関税を加えた関税がUR譲許水準を超えないようにすべきこと等を主張。

2. 少数国専門家会合

(1) 輸出国貿

輸出国貿に関しては、輸出独占の撤廃を求めるEU、米国と、輸出独占自体は香港閣僚宣言で認められており、それを通じた貿易歪曲的行為の撤廃が議論されるべきとするニュージーランド、豪州、カナダが対立。

また、輸出国貿の定義について、農産物の輸出に関して特権を与えられた企業であるとするニュージーランド、豪州、カナダ、米国と、広く定義しようとするEUが対立。

(2) 青の政策

青の政策の全体の上限に関しては、枠組み合意で定められた農業総生産額の5%を2.5%に引き下げることを想定した議論が行われ、実施期間の終了年に2.5%まで引き下げるべきとするEUと、実施期間の開始年に2.5%と

し、実施期間中更に引き下げていくべきとするブラジル、豪州が対立。

青の政策の品目別上限に関しては、EU、我が国、ブラジル等が、過去の実績値を基準とすべき（実績がない場合には生産額の一定割合とする等の考慮が必要）との考えを表明。

新青の政策の規律に関しては、豪州、ブラジルが、価格差補てんへの制限が重要である一方、特定の品目への集中を防ぐことによりそれに代替する規律となり得るのであれば、それも検討できる旨指摘。

(3) 品目別AMSの上限

品目別AMSの上限に関しては、基準期間を1999年－2001年とすべきとする米国と、UR実施期間とすべきとするその他の国が対立。

(4) 重要品目の扱い

重要品目の扱いに関しては、特に、関割拡大のベースについて議論。各国提案の要素を組み合わせた案が必要との機運がある中、米国、豪州、ブラジル等は、国内消費量に比して小さい関割の場合には消費量をベースとしなければ意味のある拡大が得られないことを主張。また、米国は、現行関割枠が国内消費量に比して大きく設定されている品目には配慮が必要であるとしつつ、全体としては関割の大きな拡大が得られる方式が必要と主張。EUは、小さい関割の場合には、輸入量の代わりに他の数字をベースに拡大幅を計算する用意がある旨発言（具体的な数字については発言せず）。G10は、G10提案が現行関割枠と国内消費量の両方を勘案したハイブリッドの案である旨主張。

このほか、コスタリカは、熱帯産品は重要品目として指定すべきでない旨発言。

(5) 特別品目

特別品目に関しては、マレーシアが、途上国産品を特別品目とすることを制限する提案を提出。米国、EU等からは、有益なペーパーであるとして、特別品目の指定に制限をかける方向での主張を展開。これに対して、インド、インドネシア等G33諸国は、特別品目の指定は各途上国の自己選択に任せられるべきであることを強調。

3. G10会合

農業委員会特別会合期間中、随時、G10会合を開催し、G10としての考え方等を調整。

4. 今後の日程等

- (1) 今回の会合での議論を踏まえて、ファルコナー農業交渉議長が、緑の政策、青の政策、食料援助、輸出国貿、途上国向け特別セーフガード等についての参照ペーパーを作成する予定。
- (2) 次回の農業委員会特別会合は、4月18日（火）～21日（金）の予定。